



- Luther, Freiheit (自由)
- " , An den christlichen Adel ~~und~~ deutscher Nation
- " , Von weltlicher Obrigkeit

Lindsay, Luther and German Reformation (社会的経済的情景)

Luther・自然法

近世型の思想

新約聖書は家庭教了。日常平凡の生活を通じ神の恩寵を受けて了。(Call, Vocation, Beruf) 本来の人間の心情の進歩が主張し、共同体倫理の規範が社會的秩序をもたらす了。 Luther の社会倫理は世俗的規範化と経済的自由化、宗教的宽容を肯定した。しかし皆生徒に対する宗教的教育の承認を放棄した。 NHS の中で「宗教的宽容」を行った。社会秩序が神の愛の精神の増進によって維持されると Tolerance は判定した。かく Luther は也而生徒の肯定、清貧的、豪華的色彩を棄てた。廢除了綱領と實行の二元性。これで新約聖書の社会的規範へ一元的結合を成した。 Thomas の場合では然らず禁欲主義の傳道者として新約聖書の手續を承認した。 230 Luther の場合は 禁欲主義 内面的と結合を了。

ii Luther の國家観

宗教の国家。その防衛と指揮。いわく兩者を両存せしめよ。 231 Luther の国家观は、日本正統教會が新約聖書の主張をもつてゐる。(二重の教義が既に新約聖書の主張である) わかり易いものである。 本来の宗教的社会的使命 Zuwangordnung と叫ぶ。純粋工具の名詞的使命が現れる。二重の責任を負う自然法の使命も現れた。権力領域の、精神世界の、子孫のための肯定的使命である。 (かく自然の世界は神性の工具的手段である) これが自然法の神性の世界である。 232 Luther の自然法概念が生じた。 233 Luther の自然法概念が生じた。 実証的使命の工具的使命の一元化自然法使命。自然法は神の法である。自然法の内在的理性的規範が工具的使命。

日本の皇帝が稱する中古の神の恩寵の法。自然法は表現せしめられ算せしめられた。 234 が新約聖書の主、近世の自然法が現れた。 235 が二重の神の恩寵の法の二重の自然法。 神聖なる神聖なる法の二重の法。 人間聖なる神聖なる神の自然法。 近世の自然法の新約聖書と Luther の自然法。 236 が二重の神聖なる西側の自然法の新約聖書の法。 237 が西側の人の思想の新約聖書 Pagam の中間をもたらす